入　札　結　果

入札No.	1

入札件名	上下水道局庁舎照明設備LED化工事
施工場所	尾道市長江三丁目
開札日時	令和 5年 7月13日 9時30分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	一般競争入札(事後審査型)
予定価格	¥14,167,000-
最低制限価格	¥12,765,000-
施行担当係	浄水係

	入札業者	入札金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	内海エンジニアリング(株)	12,950,000			落札
2	(株)中電工	13,440,000			
3	丸一電設工業(有)	13,470,000			
4	瀬戸内電気工業(株)	13,600,000			
5	(株)中電工エレテック広島・島根	13,940,000			
6	瀬戸電設工業(株)	14,888,000			超過

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	2

入札件名	東久保町久保長江線配水管支障移転工事
施工場所	尾道市東久保町外
開札日時	令和 5年 7月13日 9時35分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	一般競争入札(事後審査型)
予定価格	¥19,925,000-
最低制限価格	¥17,943,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	青山配工(株)	19,401,000			落札
2	(有)高橋住宅設備	19,800,000			
3	渡辺設備工業(株)	20,360,000			超過

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	3

入札件名	高須町東新涯1号線配水管布設替工事
施工場所	尾道市高須町
開札日時	令和 5年 7月13日 9時40分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	一般競争入札(事後審査型)
予定価格	¥23,602,000-
最低制限価格	¥21,258,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	(有)小坂設備	23,000,000			落札
2	(株)井上設備	23,150,000			
3	岡本設備(有)	23,780,000			超過

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	4

入札件名	長者原配水池～阿草配水池間舗装復旧工事
施工場所	尾道市高須町
開札日時	令和 5年 7月13日 9時45分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	一般競争入札(事後審査型)
予定価格	¥9,634,000-
最低制限価格	¥8,615,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	(株)備後開発	8,615,000			くじ落札
2	(株)西川組	8,615,000			
3	(株)井上道路	8,615,000			
4	備三舗道(有)	9,630,000			
5	シンタカ建設(株)	86,150,000			超過

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	6

入札件名	東新涯雨水幹線築造工事
施工場所	尾道市高須町
開札日時	令和 5年 7月13日 9時55分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	一般競争入札(事後審査型)
予定価格	¥67,714,000-
最低制限価格	¥61,420,000-
施行担当係	下水道工務係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	(株)佐藤工務店	61,420,000			落札
2	シンタカ建設(株)	61,549,000			
3	(株)大宝組	61,415,000			失格(制限価格)

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	7

入札件名	栗原西枝線管渠築造工事
施工場所	尾道市栗原西一丁目
開札日時	令和 5年 7月13日 10時00分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	一般競争入札(事後審査型)
予定価格	¥25,819,000-
最低制限価格	¥23,176,000-
施行担当係	下水道工務係

	入札業者	入札金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	(株)西川組	23,800,000			落札
2	機動建設工業(有)	27,200,000			超過
3	(株)大宝組	23,154,000			失格(制限価格)

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。